



◆二十七番（福田妙美 議員） 質問通告に従い、順次質問をまいります。

二子玉川のこれからについて伺います。

二子玉川駅周辺地域は、西の玄関口として、一日約十三万人の乗降客がある広域生活拠点として整備が進められてきました。このたび、本地域が広域生活拠点から広域生活文化拠点と新たに位置づけられ、さらに多くの来訪者が予測されます。今後、多様な商業・業務機能、行政機能などが集積する本地域が、区民にとって暮らしやすく移動しやすいバリアフリー化や、自転車利用環境の整備、災害に強いまちづくりという土台構築の上に全てが成り立つと言えます。大量の自転車集中や歩行者の安全確保など、多くの課題は時々刻々と変化をし、対応は必要であります。

ここで質問をいたします。区として広域生活文化拠点として、これまでどのように取り組み、今後、自転車、歩行者の安全を含めどのように進めていくのでしょうか、区の見解をお聞かせください。

文化芸術が与える影響、効果は多岐にわたります。経済効果、地域社会のコミュニティ構築、そして何よりも文化芸術が持つ力が人々に精神的な満足感を与え、新たな活動の源泉となります。

現代では、改めてこの文化芸術の力が福祉・医療分野にも大いに活用されています。文化庁は、二〇二〇年度の東京オリンピックまでの平成二十七年度から三十二年度の期間の基本方針を示し、文化芸術立国への姿を明示しました。二〇二〇年のオリンピックまでに文化の祭典を行っていくために、我が区としても準備を進めていく必要があります。シネマコンプレックス、音楽スタジアムなどが整備された二子玉川は、今後、世界に向けて文化芸術の発信の場となってまいります。

より多くの区民に文化芸術に触れる機会をふやしていくためにも、我が会派の代表質問でも取り上げました都立玉川高校跡地の音楽ホールの建設や既存の公共施設である区立二子玉川公園や多摩川河川敷などの戦略的な活用が必要と考えます。

ここで質問をいたします。区として二子玉川駅周辺地域を文化拠点として、今後、既存の公共施設である二子玉川公園、多摩川河川敷等のさらなる活用を進めていくべきです。区の見解をお聞かせください。

二子玉川の魅力は、何といたっても多摩川と国分寺崖線が織りなす自然の恩恵です。今後、自然との共生を継続するため、地域と行政の協働が必要であります。二子玉川駅から徒歩圏内にある多摩川河川敷は、都心から近い自然を体感できる場所として人気のあるスポットであり、今後、さらに多くの人を訪れることが予測されます。

その一方で、この場所は過去に幼い命を落とす悲しい事故が発生しています。子どもたちが自然との共生を学ぶ最高の機会を今後もふやしていくことと同時に、自然に隠れた危険からどう子どもを守るのか。さらに局地的豪雨による急な川の増水による水難事故防止の観点から、より来訪者の安全を守る対策も不可欠と考えます。

ここで質問をいたします。今後、さらに多くの来訪者が見込まれる多摩川河川敷におい



て、子どもたちの視点を入れた安全対策を実施すべきです。まずは調査から始め、子どもたちの安全確保を第一とした対策を講じていくべきと考えます。区の見解をお聞かせください。

次に、災害時要援護者支援事業について伺ってまいります。

平成二十三年の東日本大震災において被災地全体の死者数のうち、六十五歳以上の高齢者が死者数の約六割で、障害者の死亡率が被災住民の二倍に上った実態が明らかとなりました。災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者の人たちへの支援体制を整えることが、全国の自治体において喫緊の課題となっています。

区も平成十九年より、災害対策基本法に基づき、災害時要援護者支援に取り組みを開始し、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成二十五年の法改正に伴い避難行動要支援者名簿を活用し、さらに実効性のある支援が求められています。

現在、区は世田谷区災害時要援護者避難支援プランを改定中です。改定のポイントは実効性を高めることです。実効性を高めるとは、災害発生時に一人でも多くの災害時要援護者の命と身体を守るという重要な目標を達成することが第一義です。リードタイムが十分ではない災害発生時の状況下で、訓練、事前準備のないまま避難支援をすることは困難です。そのため、法で定める災害時要援護者名簿の作成とあわせ、平常時から個々の実情に合わせた具体的な打ち合わせのもと、個別計画の策定をすることが必要と考えます。

中野区では、災害時要援護者名簿を搭載者対象約三万三千人の個別支援計画作成に向けて、区の職員と委託事業者とで調査、訪問に取り組んでいます。個々の実情に合わせ、支援者の選定、調整まで行っているということです。

我が区におきましては、町会・自治会との協定締結を入り口とした支援づくりを行っています。区と協定締結をした町会・自治会は全体の四割にとどまり、対象者数は四千百十六人となっております。そのうち個別支援計画に当たるカード作成というものは約六百人にとどまっている現状です。残り約七千八百人の区民は具体的な支援計画がない現状です。それでは、今回の法改正に示す、災害発生時に本人の同意の有無にかかわらず名簿情報が避難支援者に提供されたとしても、支援の実効性に欠けることは必然です。少子・高齢化がさらに加速度を増していく中、担い手不足などで、町会・自治会の協定締結はさらに困難と考えます。その現状を不安に思われている区民の方もいらっしゃいます。

ここで二点質問をいたします。

一点目に、今回、区が実施したアンケートで協定未締結の理由に、町会・自治会に事業の周知不足と受け皿の不足が露呈されました。この周知不足に関しては、今後すぐに対応すべきと考えます。今後、継続的な周知をどのように実施していくのでしょうか、区の見解を伺います。

二点目に、町会・自治会が協定を結べない理由に担い手不足が挙げられています。少子・高齢化に加速度を増す中、担い手不足は、今後どの町会にも共通する課題です。区として



継続可能な対策を講じていくべきです。また、避難行動要支援者については全員の個別計画の作成を進めるべきです。区の見解をお聞かせください。

最後に、子どもの防犯対策について伺います。

ニュース等で幼い子どもたちが犯罪に巻き込まれた報道を聞くたびに心を痛めます。今もなお子どもを狙う卑劣な犯罪は後を絶ちません。特に十三歳未満に対する刑法犯の認知件数が、二〇一三年、増加に転じ、中でも子どもへの強制わいせつ事件が急増しています。被害に遭ったお子さん、また御家族の気持ちを考えると本当に許しがたいことです。このような社会的動向や、区内の不審者情報が入るたびに、小学生のお子さんを持つ父兄の方から個人での安全対策の限界を感じますとの声が届きます。地域、学校、警察など、今後のさらなる連携が必要であると考えます。子どもを犯罪から守るためには、犯罪が発生する確率の高い時間帯や場所の情報とともに、子どもの日常行動の把握もあわせた効果的な対策が必要です。欧米では犯罪を科学的な根拠に基づく対策が進められています。

ここで二点質問いたします。

一点目に、現在、区内の防犯対策は多くの所管をまたがって実施されています。来年度から新規に実施される通学路の防犯カメラも防犯対策の一つです。区内に走る世田谷区内二十四時間安全安心パトロール、通称青パトのさらなる活用、そして子ども一〇番の協力体制の拡充のため、民間企業への協力支援や、既に協力協定を交わしている企業情報の提供などを進め、重層的な安全対策を実施すべきです。区の見解をお聞かせください。

二点目に、財源も限られた中、戦略的防犯対策を実施していくべきです。そのためにも、関係所管の協議体を再構築し、戦略的な防犯対策の協議、実施を進めていくべきです。区の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

多摩川河川敷での安全対策の強化

◎堀川 玉川総合支所長 二子玉川の取り組みについて御答弁申し上げます。

二子玉川駅周辺地区につきましては、お話しのように、広域生活文化拠点として多くの施設が集積し、来街者が集うなど、歩行者や自転車が安全に町なかを通行できる環境づくりが課題の一つであると認識しております。

これまでも地域の皆様の熱心な活動により、交通管理者の協力のもと、エリア内の走行速度を時速三十キロに制限する交通規制、ゾーン 30 が指定されるなど、地域内の交通安全に向けた取り組みが行われております。

また、自転車の利用に関しましては、地域の皆様により交差点での一時停止や横断歩道での自転車の押し歩きなどを徹底するために、足ポン、押しチャリといったキャッチコピーを作成し、たまチャリルールと称して普及啓発の活動も行われております。

区といたしましても、こうした地域の皆様と連携協働した取り組みを進めるとともに、道路の改修工事などにより、歩行者にも自転車利用者にも安全安心な環境づくりを進めて



まいります。また、災害時の対応等も含め、広域生活文化拠点としての安全安心のまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

◎男鹿 拠点まちづくり担当部長 私からは、二子玉川の文化拠点としての公共施設の活用についてお答えいたします。

区では、二子玉川東地区の再開発事業において、昭和五十八年に二子玉川地区市街地再開発基本構想の策定に始まり、現在の広域生活文化拠点の形成に向けて取り組んでまいりました。その成果として、文化発信施設としてのシネマコンプレックスやSTUDIO & HALLが整備されるとともに、図書館カウンターも実現しております。

また、地域の活動である大山みちフェスティバルや二子玉川アート&マートなどを初めとする二子玉川周辺の歴史文化を継承していくソフトの活動に対しても支援に努めてまいりました。

さらに、本年七月には多摩川の河川敷等も活用した、地域住民、事業者、行政等の連携によるアートフェスティバルが開催される予定です。一方、昨年四月には地元町会や企業による二子玉川エリアマネジメントが組織され、区はアドバイザーとして支援しております。この活動として河川敷カフェなどの新たな公共施設の活用に向け検討が始められているところでございます。

区といたしましては、広域生活文化拠点にふさわしい文化発信が期待できる新たな公共施設の活用に向け、引き続き広く地域への働きかけ、アドバイス、連携などを充実させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎澤谷 みどりとみず政策担当部長 私からは、多摩川河川敷の活用と安全対策につきまして御答弁いたします。

多摩川河川敷は、多様な生物や植生が存在するほか、スポーツ施設や広場として利用されるなど、憩いとレクリエーションの場として、子どもから高齢者まで多くの区民の方に親しまれております。しかしながら、河川敷は自然空間であり、危険と隣り合わせであることから、子どもだけで河川に近づかないことが重要であると考えております。これまでも河川敷での安全やルールを示す看板等を設置するなど安全対策に努めてまいりましたが、注意喚起だけでは限界があるのも事実です。

一方、NPO法人水辺デザインネットワークが実施するきぬたま遊び村では、多摩川河川敷をフィールドに、大人が子どもたちを見守ることで安全を確保し、各種活動を行ってきております。また、区では、二子玉川公園を中心に、多摩川河川敷の自然を体験的に学びますガイドウォークを実施するなど、環境学習にも取り組んでおります。

二子玉川地域がにぎわっていく中、事故なく河川敷公園を利用していただくため、今後



はガイドウォーク等での河川の危険性を教えるほか、他の地域活動などとも連携し、危険個所の情報共有に努め対策を検討するなど、さらなる子どもたちの安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

避難行動要支援者への支援の強化

◎内田 世田谷総合支所長 私からは、災害時要援護者支援事業の協定の周知につきまして御答弁いたします。

区では、平成十九年三月より、災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者への安否確認等の避難支援のため、町会・自治会や民生委員・児童委員に協力していただく災害時要援護者支援事業に取り組んでおります。町会・自治会との協定締結状況は、本年二月現在で百九十五団体中八十六団体、全体の約四四％となっております。

昨年、保健福祉部が実施いたしました災害時要援護者支援に関するアンケートでは、区と協定を締結していない町会・自治会のうち十二の団体が災害時要援護者を支援する取り組みを行っていること、二十四の町会・自治会が災害時要援護者支援事業を知らなかったと答えている一方、協定を締結したいとお考えの町会・自治会も十六団体ございました。

区といたしましては、このアンケート結果も踏まえ、町会・自治会に改めて支援事業の説明と協力をお願いするとともに、協定の締結に前向きな町会・自治会への締結の依頼を積極的に進めてまいります。

加えまして、防災塾や避難所運営訓練、防災教室などさまざまな機会も活用して、災害時要援護者支援に関するリーフレットの配付や事業説明を行うなど、より多くの協定締結に結びつくよう努めてまいります。

以上です。

◎金澤 保健福祉部長 私からは、災害時要援護者支援における担い手や個別支援計画について御答弁いたします。

区では現在、平成二十三年の東日本大震災や平成二十五年の災害対策基本法の改正を踏まえ、災害時要援護者避難支援プランの改定に向けた検討を進めており、この中で、町会・自治会や民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を実施いたしました。このアンケートでは、災害時要援護者支援事業の協定を締結することが難しい理由として、役員の高齢化や活動の担い手不足が上位を占めていたほか、具体的な活動内容がわからないなどの御意見もございました。

また、協定を締結していただいている町会・自治会に日ごろの取り組みを伺ったところ、支援者と要援護者の顔合わせや、要援護者マップの作成、個別支援計画の作成など、活動内容にはかなり差異がございました。区では二十八年度に地域防災計画の修正に合わせて避難支援プランの改定作業を進めてまいりますので、災害時要援護者を支援する担い手不



足や個別支援計画の作成等の課題については具体的な対応策を検討し、より実効性のある避難支援プランに改定してまいります。

以上でございます。

戦略的な防犯対策の推進

◎金澤 危機管理室長 子どもの防犯対策につきまして二点御質問いただきました。

一点目は、二十四時間青パトのさらなる活用と子ども一〇番の協力体制の拡充についてでございます。

二十四時間安全安心パトロールは、区内における犯罪の抑止及び区立公園などにおける適正利用の促進などを目的として、青色回転灯を点滅させたパトロールカーにより区内の巡回を行っております。

巡回に当たっては、PTA、学校などから不審者の情報が区内の警察署に集まることから、毎日一回以上、警察署に立ち寄り、子どもを狙った犯罪を含む犯罪発生状況などの情報を入手し、ルートの選定に反映させるなど、巡回の効果が上がるように工夫をしております。

今後、子どもの防犯対策という視点から、さらにパトロールの柔軟な運用を検討してまいります。

次に、子どもが危ないと感じたときに駆け込める一時避難場所としての協力をお願いする「子どもをまもろう一〇番」推進運動についてですが、区立小学校PTA連合協議会が主体となり、教育委員会の支援を受けながら活動しており、保護者からのアプローチで個人宅に加えて事業者にも御協力をいただき、八千件を超える登録がされているというところ です。

危機管理の立場からも、子どもが駆け込める場所の拡充は必要であると認識しております。警視庁において業界の団体、事業者と協定を結び、子ども一〇番活動を推進していることから、幅広いアプローチの仕方もとり得ると考えられますので、さまざまな機会を通じて制度の周知、事業者への働きかけの協力を行ってまいります。

二点目は、戦略的な防犯対策の面から、児童生徒の防犯対策に関する協議体の再構築という点でございます。

区では、防犯対策に関する全般的な意見交換をする協議体として、安全安心まちづくり条例に基づいて安全安心まちづくり協議会を設置しております。そこでは年一回、PTA、町会・自治会などの代表者の方々にお集まりをいただきまして、子どもの防犯対策についても意見交換を実施しております。また、区内の四警察署とは年四回程度、定期的に防犯対策について検討する連絡会というものを開催しております。そこでは、地域の個別の課題に関する意見交換を通じて具体的な課題について、関係する所管とも連携した対応を行っております。

児童生徒の防犯対策については、今申し上げたこの連絡会を有効に活用することも考え



られます。そこで、子どもの防犯対策に関する個別課題について、この連絡会の主要なテーマと位置づけるとともに、子ども・若者部や教育委員会等の多岐にわたる関係所管に参加を呼びかけまして、情報共有、それから課題の解決を図れるよう戦略的な取り組みをすることによって、さらなる対策の推進を図れるものと認識しておりまして、その実施に向けて検討してまいります。

以上です。

◆二十七番（福田妙美 議員） ただいまるる御答弁いただきましたが、災害時の要援護者避難事業ですけれども、災害時に一番やはり弱い立場で、自力で避難ができない方をどういうふうに救っていくのかというのがこの事業だと思っております。世田谷区には八千四百人という人が対象でいらっしゃるけれども、まだそこに具体的な対策がなされていない。この十年たっているのに、ここまでしかまだ進んでいないという現実に非常に危機感も感じておりますので、スピード感を持って対策を実施していただきたいというふうに要望いたしまして、詳しくは予算委員会で質問をさせていただきます。

以上で質問を終わります。